

参議院外務、農林水産委員会連合審査会会議録第二号

昭和三十年七月二十一日(火曜日)午前
十時三十七分開会

出席者は左の通り。

外務委員

委員長

理事

石黒 忠篤君

草葉 隆圓君

羽生 三七君

吉米地義三君

委員

梶原 茂嘉君

後藤 文夫君

佐藤 尚武君

佐多 忠隆君

井村 徳二君

須藤 五郎君

野村吉三郎君

農林水産委員

委員長

理事

江田 三郎君

秋山俊一郎君

白波瀨米吉君

三浦 辰雄君

戸叶 武君

千田 正君

委員

重政 庸徳君

関根 久蔵君

田中 啓一君

飯島通次郎君

溝口 三郎君

森 八三三君

龜田 得治君

清澤 俊英君

東 隆君

政府委員

外務省政務次官

外務省移住局長

農林政務次官

事務局長

常任委員

会専門員

会専門員

説明員

外務省移住

局参事官

農林大臣官

房参事官

農林省農地

局入植課長

和栗 博君

石井 喬君

山本 廉君

渡辺 信雄君

安楽城敏男君

棚橋 小虎君

矢口 龍蔵君

吉川 久衛君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

關田 直君

私ども農林水産委員会の方でもこの
法案につきましては重大な関心を持ち
まして、今日まで二回委員会を開きま
した。政府の方から資料提出等が予
定通り出て参りませんので、内容につ
いて今日まで十分の審議をいたしてお
りません。そのためにあるいは本日の
委員会におきまして、直接農林行政と
関係ある部分以外のこの会社の基本と
いうよりなものにつきましても、多少
お尋ねすることを委員長の方でも御了
承願いまして、御質疑したいと思いま
す。

そこでまず第一にお尋ねしたいの
は、第十条でこの会社の業務の方法を
きめるというところがございまして、十
二条によりまして「營業年度の事業計
画、資金計画及び収支予算」というと
ころが問題になっておりますが、この
事業計画とか資金計画とか、収支予算
というものは、業務の方法というもの
をもとにして出てくるものと考えらる
のでございまして、これは間違ひござ
いせんか。

○政府委員(關田直君) その通りで
ございまして。
○江田三郎君 そこで業務方法とい
うものは案がございましてか。
○政府委員(關田直君) 会社が業務開
始の際に業務の方法を定めることに
なっております。

○江田三郎君 これはちよつと政務次
官は法案の案文をお読みになつただけ
でありまして、それでは納得いたしか
ねるわけで、いやしくも一つの会社を

作るのに、業務方法書というものは、
これは憲法に當るべきものではないま
す。従つてこゝろいろいろ法案を出
しに當るときには、当然資料として業
務方法書といふものを私どもに見せて
いただかなければ、一体どういふ会社
なのか、見当がつかないことにな
るわけで、これがはつきりいたしま
せんという、十二条によるところの事
業計画も資金計画も収支予算も出し
やうがないということになるわけであ
らう、今のあなたのおっしゃるような
ことでは、一切白紙委任状を渡してお
け、内容については白紙委任状でこの
法案を通過せよということになります
が、そのお考えになりませんか。

○政府委員(矢口龍蔵君) 業務の方法
につきましては、大蔵省と打ち合せて
おりますが、今具体的なものは持ち合
せございせん。事業計画にしまして
も、まあ一応の目論見書といふものが
できておる程度でございまして、詳細
のことにつきましては新会社が充足の
ときに具体的な正確なものをやる、こ
ういふことになっております。

○江田三郎君 大体この会社の法案と
いふものにつきましては、私どもはど
うも非常に用意が欠けておるといふこ
とを、最初から印象として受けてい
るわけであります。従つて私どもが農
林水産委員会の方で今日までいろいろ
資料を要求いたしましたも、それが思
うように出てこないといふことで非常
に不満を持っておりますが、今す

で農林水産委員会に上程されようとい
ふ段階になりました。今なお事業計
画にたいしてははつきりしたものがな
い。事業計画のものと異なるところの
会社の憲法ともいふべき業務の方法書
についてもはつきりとした案がない。
そういうことでこの法案の審議をする
ということにつきましては、外務当局
としては、一体今まではどういふや
り方をとつておられますか。私どもはこ
の農林水産委員会あたりでいろいろ
やつておりますけれども、そういう内
容の全然わからんものを活字だけを審
査するといふことをしたことはないの
でございまして、これは外務省の伝統
的な方針でございましてか。

○政府委員(矢口龍蔵君) 御承知の通
り本件会社、その前は公社という案も
出ておりましたけれども、いづれにし
る本件会社の案は、今年三月の予算折
衝期にすでに持っております。大蔵
省と予算折衝をやつたのであります。け
れども、不幸にして葬り去られまして
一応お流れになつたのです。つい最
近、六月のいつごろでございまして
か、初めごろだつたと思ひます。その
時分と記憶いたしますが、よりやく資
本金一億四が、予算修正によつてでき
上りまして、取れまして、それからス
タートに入つたものでありますから、
時間的な種々制約もございまして、思
うようになかなかつた事情があるの
であります。その点御了承を願えれば
望外な仕合せと存じます。

○江田三郎君 これは仕合せと言つて
も私変な感じがするのでありますが、ない

て、その移民に對しまして、送出前に農林省で担当して実施いたしております。その実績を報告する場合は、その実績を見ましても、それは農林省の業務をやる人数といつて五千人分が計上されておるわけでございます。

○江田三郎君 農林省の方ではそういうふうなことでございまして、これは外務省も発言を求められておりますけれども、私ははつきり言っておきますが、私は農林省の、政府の方から公式に出された予算要求説明資料にもそう書いてあるわけなのでございまして、別なあなたの方のような資料というものは、今日まで予算委員会にも、国会にも出たことはないでございまして。移民の内容についてはこれが一つ出てくるだけなのでございまして、あとでかつてな注釈というものは、これはかつてな注釈に過ぎないのであります。公式なものではございません。

そこでそういう一たん予算要求の中には五千五百名は農業移民だといふことを書いておる。ところがこの会社の内容を聞いてみると、たゞいまのお話のように所要資金に於いては五億四千円ですが、五億四千円というものは農水産関係六五%で、工業関係三五%ということであつた方は言つておられる。農業移民なのに、今までの農業移民であつて、この予算の内容においては農業移民なのに、会社の方では三五%といふことになる。一体この予算といふものは何だといふことになつてくるわけなのであります。そこで……もうちょっと待つて下さい。そういうふうなことになるから、私も農林水産委員会ではこの問題について非常に神経を悩ま

すわけなんです。私たちはどつちにしろんでもよろしい。納得のできることならどつちでもよろしい。しかしながら、政府の方針といふものは一貫したものでなければ困ると思つてゐます。この問題についても最初から農林省と外務省とがけんかをしてゐる。われわれからいへばかりやないのです。現地に入つてゐるあの移民諸君の、アマゾンでもどこでも熊を養つて一番困つてゐるというあの状態をどうするかといふことなんです。なぜ一体あんなことになつたのかといふことなんです。そこには私は大きな原因として、今日まで移民政策について政府内部において意見の統一を欠いておる、これがまあ一番大きな問題だと思つてゐまして、この運営の問題についても、もう今日まで私たち昨年以來、この移民の問題についていろいろの機会に政府当局から説明を求めておられますけれども、そのたびに……

明記されておるものは、そういう分類はせずに、ただ単に渡航費の五千何百人といふことについて五億数千万円予算がついておると思つてゐます。

農林省と外務省との間にいろいろな意見の食い違いがあつたことは、御指摘の通りでございまして、これは両方事務当局が移民問題を自分の所管の立場から熱心に主張をして、現在の振舞ない移民を振舞せしめたいという熱意から出たことであつて、これは当然のことであると思つてゐます。これにつきましては、政府としてもいろいろ調整をいたしまして、教回の両省の会合を開き、最後には政府としては統一した見解を持ちまして、まず移民業務については、国内の移民の募集、選考及び訓練、こゝろいろいろの農業移民に關しては農林省、雇用関係あるいはその他の労働移民に關しては労働省、その他の産業、貿易に關するものは通産省、こゝろいろいろのものと外務省と協議をしてやるというふうにきまりまして、移民したあとには外務省が責任を持つて実施をする。従ひまして、法律的には外務省が責任を持つてやることにして、法律的に責任の所在を分散しないといふ方針をとりました。運輸面においては十分外務省は関係各省と協力をしてやつていけ、こゝろいろいろ裁定を下し、そのほか内閣に移民審議會を今般設立をしたしまして、その移民審議會の内容は、主としてその業務の多寡に依りまして、農林省、労働省、通産省の順序で審議會の委員の比例をきめまして、こゝで内閣総理大臣に對する答申をやるにとともに、各省の業務並びに計画等の実施が円滑にいよいよ調整をやる、続いて人事あるいはその他の面におい

て交流をやる、続いて兩次官で事務的な申し合せをやつて、そして円満に調整をやる、こゝろいろいろにきめたわけでございます。

○江田三郎君 國田さん今政務次官をやつておられますけれども、あなたも野党生活が長いのでありまして、今の予算要求説明書の内容については、私が申しましたことにそれとほけた御返事をなさいましたけれども、あなたがもし野党時代だったらおそらく私以上に声を大にして食い下つたろうと思つてゐます。一年生じゃあるまいし、そんなことを言つてはよくないと思つてゐます。私もさうとほけ方はやめた方がいいと思つてゐます。ともかくそんなことを言われぬなら、これは當然通つてゐるのです。さうしてわれわれは今後この移民訓練について、ほかの訓練をしたら間違ひじゃないかといふことをいつまでも追及できるじゃありませんか。まあそんなことはよろしい。さういふことは別にいたしまして、私、あげ足をとるが目的ではありませぬから、先に進みますけれども、一体同じように資金を融資すると言つたところで、農林水産関係と工業関係といふのはおのずから違ふわけではありませぬ。これは国内におきましても、この農林中央金庫であるとかあるいは農林漁業金融公庫あたりの金と、それからその他の金融機関の金、農業の金といふものは、これは期限においても利率においてもほかの金融とは違つておるのであります。が、その内容についてはどういふお考えをお持ちしておりますか。

○江田三郎君 具体的にどう書いてあります。

○説明員(石井壽君) 大体これは一応の私どもの、もちろん國により事業によつて違つて参ります。農業関係の融資、営農資金の融資と申しまして、一年限りでもつて解消のできるような部分もございまして。相当長期にわたるものもあるかと思つてゐます。従ひまして私どもは、独立資金の場合、独立するような際には、大体五年くらいものを考へておりました。それから農企業、これは一応コーヒー園のようなものを考へます。まず四年くらい置きますれば五年目に返せるのではないかといふふうな考へておりました。それから水産関係につきましては、これも大体三年くらいといふことを予想いたしております。それから工業関係につきましては、一応三年ぐらゐといふものを予想しております。利子といつたしましては、ブラジルその他中南米におきましては高金利といふものを勘案いたしまして、農業関係におきましては九分、それから企業関係におきましては、工業、水産といふようなものにつきましては一割一分程度のものを考へておりました。

○江田三郎君 一体さういふふうなコーヒー園だとか、いろいろな一つの

で円満にゆくものでございますか。私
たちはこの業務方法というものは、こ
れは会社の憲法に当るべきものであつ
て、ここで大綱がきまるのだ。業務方
法というものはそういうものです。そ
ういふものできまると、そこから派生
してくることの事業計画や資金計画
について、もし意見の違ひがあつた
に、もとの、根本について検討して
ないものでありますから、今後意見の食
い違ひがあることは必然であります。
現に五千五百人の今年度の移民につ
いても、農林省の説明によるといふと、
これは農業移民だといふことをはつき
り言つておる。ところが外務省の方は
六五〇、三五〇といふような、資金運
営計画を出しておる。そういうふうに
もう今出ている問題についても違つて
いるんですよ。そういう問題につ
いて、ただ根本問題はどうかでもよろし
い、業務方法はどうかでもよろしい、事
業計画、資金計画だけでやつてゆける
のだ。円満にやつてゆけるのだ……。

われわれから言へばナンセンスだと思
うんです。これはあなたは農林省の責
任者じゃありませんけれども、どう考
えているんです。
○説明員(山本龍吉) 私からお答え申
し上げますが、海外移住振興株式会社
の運営につきまして、農林省、漁業関
係が非常に大きなウェイトを占めてい
るので、会社の今後の運営につきまして
は、外務省からも、会社ができた曉
には協力協力してやつていきたいとい
うお話がございました。ただいま御質
問になりました兩次官の了解事項につ
きましては、事業計画と資金計画につ
いて、外務大臣が会社に認可をする前に
農林大臣に協議をするということ、

先日次官の覚書を取りかわすというこ
とに意見の一致を見たわけでありま
す。

それで業務方法書の問題でございま
すが、これは確かに御指摘のように、
会社の資金計画あるいは事業計画の基
礎になるものではございまして、それ
も、これは私が事実外務省の方とも先
週末御交際いたしましたときに、これ
は外務当局で事実農林省と協議をいた
して、農林省の意見も十分にこの業務
方法書に反映するように、事実上十分
に協議をするというふうに私は了承
いたしております。

○江田三郎君 今の山本参事官の言わ
れるようなことなら、この了解事項に
業務方法書といふことを入れてもいい
んじゃないやしませんか。それを園田さ
ん、法案の修正をするというなら、そ
ういふ意見も衆議院の農林水産委員
会の方ではあつたやうでございませ
う。それならあなた方もいろいろ面子
をましますし、まあ日本の移民の成
功のためにもありますけれども、面
子のためにもありますけれども、面
子にがんばるのもまたそれもやむを得
ないと思ひますけれども、こういう覚
書のそういうものに、外務省はなぜこ
ういふことをしなければならぬので
しょうか。これは業務方法書について
も協議するといふことがなければ、力
のある、有効な、将来のトラブルを
避けるような覚書にはならぬと思ひ
ますが、どうしてそれはいかんので
しょうか。

にいたしても、それは当然協議な
りその他で了解及び協議をしてやるべ
き問題でございまして、事実において
は、申し合せがなくとも、各関係各省
は密接に協力せられなければならない筋
合いのものでございまして、しかしなが
ら、事実においてはさうも参りません
ので、両方から意見が出てこつて申
し合せをやりましたが、業務方法から事
業計画、資金計画、一切を協議いたし
ますといふことは、結局主管官庁の責
任の明確を不明確ならしめるおそれ
もございまして、結局協議の結果、
こういうふうな円満に意見を一致した
わけでございます。

○江田三郎君 この問題は、園田さん
にこれ以上聞いたら答へは出ぬと思
ひますから……。

もう一つ、私ばかり質問してもいけ
ませんから、もう一点だけ聞いておき
ますが、今度の渡航費の貸付につきま
しては、あなたの方ではこれは渡航
費といふものは赤字が出るおそれがあ
る。従つてこの会社の一般の事業とは
切り離してゆきたいと、特別なアカウ
ントを設けてゆきたい、こういうこと
をおつしやつておられまして、そうし
てここに配り願つたものによりまして
といふと、この渡航費について政令で
きめられる要綱案といふものをここに
お配り願ひましたが、さうしますとい
ふとこの会社の扱い分については、こ
の政令要綱に従つて会社が損をしなく
ても済むやうなことになるやうです
が、これは今まで海外協会の方から貸
し出している分については、これは一
体どうなるんですか、これも適用され
るんですか。それから一体今後の渡航
費の扱い方をあなたの方では海外協会

連合会にまかすんだといふことをおつ
しやいました。一方においてこつてい
う政令によつて、会社が損失を受けな
くて済むやうな措置がとられてゐるの
に、なぜ一体海外協会連合会といふも
のにやらさなければならぬのか、なぜ
一体この会社といふものはさういふト
ンネルをしなければならぬのか、その
点が私どもには納得できないんです
が、その点は一体どういふわけなん
ですか。

○政府委員(園田直吉) この政令をき
めました以前の渡航貸付を受けた分に
関しましては、これと同じような取り
扱いを受けるように改正するつもりで
ございまして、なお渡航費を海外協会連
合会に委託したという趣旨は、海外協
会連合会に、おのの主管の業務を
持つてゐる農林省、労働、通商、外務
省が協議して、移民の募集、選考、そ
ういふ業務を委託しておりますし、な
おまた、渡航費の貸付及びこの償還
といふことは会社自体でやります
と、人件費等の点で相当むだが出て参
りますので、海外協会連合会に委託し
たわけでございます。

○江田三郎君 私は会社がなぜ一体渡
航費のことをこつていふ政令で特別措置
もできるのに、一貫してやらさないとい
ふことについて、今の説明ではわか
らないので、会社がやるとコストが高
くなるといふことを言われましたが、
さうすると会社といふものはもう金
を貸すといふことだけで、貸した金の回
収はどうかですか、事業資金の方
は、一方においては事業資金の回収とい
うことはやるんですよ。さうして渡
航費についても、それだけのスタッフ
があるんだから、当然取り扱つていい

と思ひますのでありまして、それを特別措
置までできたのに、依然として海外協
会連合会にやらさなければならぬとい
ふのは、何だか海外協会連合会です
か、それとの関係についておれわれと
しては疑惑を持たざるを得ないわけであ
ります。今までも海外協会連合会につ
きましては私どもはいろいろな情報を
聞かされてきた。その情報の全部を正
確とは思ひません。思ひませんけれど
も、多少は根拠があるものだらうと思
ひますが、さういふような海外協会連
合会になぜ今後渡航費の貸付といふ
ことをやらさなければならぬのか。会
社の、今度の法案によりますと、渡航費
の貸付といふことが業務の範囲の第一
でしよう。これは偶然に書かれたもの
じゃないと思ひます。一番最初に書か
れているのだから。一番最初に書か
れて説明がつかない。その第一に書
かれてゐる渡航費について赤字が出る
かもしれない、それについては別途政
令を作つて赤字が出ないやうな措置を
とる。しかも海外協会連合会に事務を
委託して、会社はトンネルだけするん
だ、会社がやるとコストが高くなる
といふけれども、会社はほかの事業に投
資をしなければならぬ、投資をする
といふことは金を貸したといふことだけ
では済まない。あとの世話もいろいろ
していかねばならぬ。回収も
していかねばならぬ。指導も
していかねばならぬ。さうい
ふような業務をやるスタッフがあるの
に、なぜ一体この渡航費については避
けなければならぬのか、どうもその点
については納得がいかないんですが、
その点はいかがですか。

○江田三郎君 海外移住振興株式会
社の運営につきまして、農林省、漁業関
係が非常に大きなウェイトを占めてい
るので、会社の今後の運営につきまして
は、外務省からも、会社ができた曉
には協力協力してやつていきたいとい
うお話がございました。ただいま御質
問になりました兩次官の了解事項につ
きましては、事業計画と資金計画につ
いて、外務大臣が会社に認可をする前に
農林大臣に協議をするということ、

○政府委員(園田直吉) この政令をき
めました以前の渡航貸付を受けた分に
関しましては、これと同じような取り
扱いを受けるように改正するつもりで
ございまして、なお渡航費を海外協会連
合会に委託したという趣旨は、海外協
会連合会に、おのの主管の業務を
持つてゐる農林省、労働、通商、外務
省が協議して、移民の募集、選考、そ
ういふ業務を委託しておりますし、な
おまた、渡航費の貸付及びこの償還
といふことは会社自体でやります
と、人件費等の点で相当むだが出て参
りますので、海外協会連合会に委託し
たわけでございます。

○説明員(石井壽吉) 私から事務的に
お答え申し上げます。現在この会社は
貸付業務をいたしますのは、事業資金
の方は全部外地でいたします。従いま
して国内におきましては渡航費の貸付
以外の仕事はないわけでありまして、
この渡航費の貸付につきまして、実情
を申し上げますと、現在連合会が募
集、選考いたしまして、選考の結果、
こまかいリストを完全なものを作りま
して、それで船に移民が乗りまして、
船が出発いたしましたあとで、つまり
この渡航費の金額が確定いたしました
あとで外務省の会計課長が小切手を切
ります。その小切手を連合会を立ち会
せまして船会社の担当者を呼びまし
て、外務省の方からいきなり船会社
の方に必要な金だけ渡るといふ仕組
みになっておいております。従つてこの
貸付事務というのについては、その
名簿の確定、それからまた神戸におき
ましていろいろ契約書を作るような仕
事、これは渡航費の貸付その他いろ
ろございますので、それを全部神戸で
連合会が取り扱っております。従いま
してこの渡航費の貸付業務も、ただい
ま申し上げましたような実情でござい
ますので、連合会がいろいろ扱いまし
たものをそのまま扱いますことが一番
いいんではないかということで、わざ
わざわが社の委託を受けまして、もう一
度そういう書類を作らせる必要がある
というので連合会に貸付の事務を委託
するということになっております。

回収の事務は、これはただいま仰せ
がございましたように、現地において
会社が回収事務を行います。事業資金
について行います。この回収は全部会
社が現地において行ふということに
なつておるわけでございます。ただこ
の会社の事業資金の対象となるもの
と、中南米全部に広がっておりますも
のとの間に非常に広い差と申します
か、地域的な問題がございまして、
具体的にはいろいろとむずかしい問題
が出て参ると思ひますが、現地の回収
事務は全部会社が責任を持つ、担当す
るということになっております。

○江田三郎君 今手続についていろ
ろ説明を聞きましてけれども、これだ
けではどうもわれわれは納得できない
ので、どうもこの会社の目論見書、あ
るいは今日まで政務次官その他の御説
明を聞いておりますという、ほん
うの困つてゐる移民の世話ということ
ではなしに、何だか鉱工業投資といふよ
うなことだけに重点がおかれていくの
ではないか。特別にこの際民間資本も
集められるというふうなことも出てお
るわけでありまして、そういう点から
らそういう変更が出てきわしないかと
いうことを私たちは非常に心配せざる
を得ぬわけですね。もしこういう借款の
金がありましたら、一つの鉱工業へ資金
を回すということになりまし
たならば、これはもうどれだけの仕事
ができるか、私はその対象としてはほ
んの僅かな件数だと思ひます。そうい
うところであつたら日本移民を受け入
れるのだといつたところで、一体現地
でどういふ事業を計画されるか知らな
い、鉱工業を起したところで、一体
現地の政府がそれに日本の移民だけを
雇用するといふようなことを許すかと
うか、私はそう簡単にはいかぬと思ひ
ます。資本は向うに持つていったが、
そこに雇ふところの雇用の人数につ
きましては、必ず現地政府としても、自

分のところにも失業者がおるわけだ
から、そういう者を使わなければなら
ぬ。もしそういうことについて反対の
意向をとるならば、おそろくその現地
でできた会社といふものも非常に困難
なことになるのではないかと。そうい
うところから今度せつかくあなた方が
立てになつた企業移民といふものは、
もしそれを農業移民を、今長野あたり
で行き場困つてゐるところの諸君
を、これを経営の成り立つところに、農
機具を入れてやろう、共同販売の組織
も作つてやろう、あるいは共同購入の組
織も作つてやろう、そういうふうに事
業費を注ぎ込まれるということなら、
これはけつこつだと思ひますけれど
も、それでなしに、違つた方面の企業
投資といふことになると非常に危険性
があるのではないかと。そういうところ
も、ただいまの渡航費の扱い方一つを
見ても、何だか私は会社の性格には割
り切れないものがあるといふことだけ
を申し上げて、ほかの委員の御質問が
ありますから差し控えます。

○戸叶武君 私はこの移民政策の具体
化の出発に際して、やはり政府がもつ
と基本方針をはつきりさせてもらいた
い。われわれは国策審議の場にあるの
であります。行政補助機関の役割で
はないので、外務省と農林省との所管
争いの事務的調整の報告を聞くといふ
ような程度でものを言つてゐるのでは
ないのです。岡田君の御苦勞のほどは
わかるのでありますが、われわれの求
めてゐるのは、外務省と農林省のセク
ションナリズムの角突き合ひに對する監
視ではない。問題は移民に對する日本
の国策といふものが基本的にどう立て
られてゐるか、それがはつきりもして

いないで、こういう日本海外移住振興
株式会社といふものがでつち上げられ
たり、また外務省の外郭団体的な日本
海外協会連合会といふものがでつち上
げられてゐるところに、無政策な移民
政策のすべり出しの破綻があるのだと
思ひます。先ほど前の方から質問を
出されました通り、外務省なり農林省
なり、現実の移民政策の性格に對して
も非常に根本的な相違があつて調整が
できていない。岡田さんの言われてい
るのは、その官庁同士におけるところ
の事務的調整であつて、移民政策に對
する基本的な考え方といふものは私は
何らまとまつてゐるようには見られな
いのです。で、外務省の移住局参事官
が出されたところの移民政策の確立と
当面の重要施策といふものの中には、
現在外務省が立案してゐる十年間に約
四十三万人の資本と技術を持った優秀
な日本人を送り出すといふ新移民政策
といふものを打ち出してありますが、
この構想は私はきつぱだと思ひので
す。問題は政治は現実なんです。われ
われの国策に對する基本的構想と、現
実のこの移民政策の推し進めとの間に
ギャップがあつては何もならないと思
ひます。

私は昨年の十二月からこの一月にワ
シントンに行きましたときにも、ブラ
ジルの人々にも多く会いました。また
カルフォルニアの一帶におきまして
は、ブラジル移民の幾多の失敗面が目
本に報ぜられてゐないのを憂へて、移
民としての先覚者である人々が、日本
人の代表者を送つてブラジルを視察し
たその報告をも受け、資料をも私はい
ただいてきております。日本には移民
が非常に成功したものが強調され

てゐるが、ブラジルにおいては五百人
もの失意の人たちが氣違い病院に入つ
ておるといふ悲惨事もある。これは今
までの移民政策に對して西歐諸國のご
とく、日本の政府からの庇護といふも
のがあまりなかつたことから來てゐる
ので、特にアマゾン流域におけるこ
ろの移民といふのは、アメリカで大資
本をもつても失敗した経験もあつ
て、一度アマゾン移民で許されても、
どうやつて逃げ出してほかの安住の地
を求めるかといふのが、ブラジルにつ
いての移民の大きな仕事で、その間に
行き倒れになったり、餓死したり、氣
違ひになつたりするやうな悲惨事が繰
り返されておる。

そういう今までの移民政策の失敗の
尻ぬぐいもしないで、いきなり何かも
うけ仕事のような形においてこの日本
海外移住振興株式会社といふものを
でつち上げ、しかもアメリカの銀行が
金を貸してくれるからといふ借款移民
政策を樹立したところに、この金さへつ
かめば何かできるであらうといふ無性
格さがあるのじやないかと思ひのであ
ります。外務省と農林省の考え方と
いうだけでなくて、一体外務省なり農林
省なり、今まで移民政策に責任を持つ
た仕事をしてゐる人たちが、移民政策に
對して国会において、外務大臣なり農林
大臣なり、いかなる見解を披瀝してわ
れわれとともに審議したのか。外務省に
おいては、外務省の中に海外移住懇談
会なるものを設けてみたり、あるいは今
後移民審議会を設けると言ひますが、外
務省でコントロールするのは手ごろ
な人ただけを集めて移民政策が樹立
できると思つてゐるのか。

過去の日本の大陸におけるところの移民政策の失敗、今日の世界情勢に適應するような移民政策の行き方、前の跡片づけ、そういうものを十分検討して、移民政策を確立して、その上に立つて事業をやるのが至当であるのに、事業を先にして、移民政策に対する基本的見解が述べられていない。しかも予算委員会が忙しいからというの、一つの口実であるけれども、こういう日本の人口問題で悩んで、移民問題というものが大きく国策として打ち立てられなきやならないときに、政府の方で責任ある人が出てこないで、所管争いの事務的調整ができたという覚書みたいなものをここに出してくるといふのは、われわれが行政補助機関としての役割を果たさなければ別であるけれども、国策を審議するところの委員会として、非常に私は心もとないと思うのですが、移民国策に対して外務省はどういう形において推し進められようとするのか、その点を園田さんから私は明確にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(園田直君) 移民につきましては、外務大臣が本国会勢頭の方針演説にも申し述べておりますが、外務省といたしましては、今日までの移民が振わなかつた原因、あるいは今日アマゾン等におきましていろいろな問題のある点等も十分検討いたしましたので、今日移民外交を転換すべき時期であると考えております。

その第一は、今まで日本国民または国家の組織的な勢力進出の一環として取り上げられておつたものを、今後はそうではなくて、相手国との相談によつて同化政策をとりまして、相手国の了解と納得のもとに日本人々々に自由

由に働く場所と土地を与える、これが移民の基本方針であると考えております。

なおその具体的な問題に關しましては、世界の移民の趨勢が、集団移民から個人の自由による移民を、政府がこれを援助して、移民先における生活の基礎なり産業を援助するという方向に変わつております。また一つは、今まではこの国におきましても農業移民が重点でございましたが、イタリアやその他の各国の国々を初めてとしまして、企業移民といふものに変つております。企業移民といふ意味ではございせん。農業移民といふのも、単に国内で土地がない、あるいは非常に困つた方々が向うに土地を求めていくという農民の農業の意味ではなくて、やはりこの農業移民にいたしまして、農業移民の方々に、先ほど御指摘のありましたような資金やあるいは機械や、あるいは組織的ないろいろな組合、あるいは販売路などの援助を技術的にあるいは金銭的に援助をして、そして農業あるいは漁業、あるいは工業、あるいは商業等のそういう企業の移民をしたい、こういう方法に変わつておりますので、われわれとしてもそういう方向に変えていきたいと考えております。

なお具体的に申しますと、今までは移民がいろいろ問題がありましたが、戦前は渡航費を国家が補助しておりました。しかるに戦後は渡航費の補助がなくて、かろうじて先般来から渡航費の貸付をやつております。渡航費の貸付をやつただけでも移民は逐次ふえておりますが、この渡航費の貸付だけではなくて、貸付そのものは、実際は国家が、国民が自由な意思によつて他の国に行つて働く場合は、これを援助をする責任と義務があるものと考へまして、国家財政が許すならばこれを補助するのが当然であります。今日の情勢ではこれを許しませんので、まづ今までも渡航費の償還、あるいは金利等をすつと下げまして、そしてこの敷金を増したい。なお渡航費ばかりでなく、向うに行かれたあとの、雇用農民であれば、賃金をためて独立をされる場合の一つの土地の購入資金、あるいは相手国が納得する場合は集団土地を国家で購入をして、これを独立をされる農民の方々に分譲するとか、あるいはそのほか協同組合その他販売路、あるいは機械、こういうものの援助をして、そしてなるべく今までのような間違ひがないようにしたい、こういうふうに考えている次第でございします。

○戸叶武君 イタリアのごときはその国の財政乏しきを憂へず、政治よろしきを得て、やはりイタリアにおける人口問題の解決として、海外移民のためには渡航費を政府から出してゐる。それにもかかわらず、日本においては相当軍備の方面においては力こぶを入れるが、こういう移民の問題に対しては、イタリアから比較しても非常に冷淡である。こういうところに、たとへば今外務次官が話されるところに、元れば、原則としてはそれを行へばいいが、戦前のように渡航費の補助はできない、それだから貸付といふことにしたい、貸付といふことにしたい、これはなかなか返つてくるものでないといふことがわかつてゐる。それだからこの会社でやつてもこれは損するだけで、何ともいかないので、国家

でしりぬぐうようにしなければならぬ。それから、それをすなわちこの日本海外協会連合会の方へ押しつけて、そして補助金政策でもいこうかといふところがねらいのようでありまして、そういうところにかへつて金が結局は使われるのです。結局いろいろならくりくりをやつてゐる間にこの不明朗なできごとといふものが生まれてくると思ひます。ものごとを筋を立ててすつきりさせれば金でも出てくるし、金の行方もはっきりするのだから、いろんなトンネル会社みたいなものを作ると間違ひが起きる。それが火元になるのです。日本海外協会連合会を設立する際に、私たちが憂へたのは、それでありまして、戦前の移民ボス、あるいは移民関係において利害関係を非常に持つ船会社関係が、直接自分らが出しやばつては悪いといふので、今度は引込んで、身がわり的なものを押し出すといふような形のもので作り上げられたと思はれるような、それに外務官僚の古手の人が配置されたと思はれるような形のもので、日本海外協会連合会といふものの実態を私たちは知りた。その実績を調べたい。そういう資料も要求してゐるのです。私たちはこの日本海外移住振興株式会社法のもので、上を見ても非常に会社が心もとない。しかも一面においてあまり信用のできない、とかくのうわさがある日本海外協会連合会といふものが、そういう大きな事務を押しつけられる。結局そこへ落ち行くものとみてゐたら、案の定初めのスタートと違つてそこへ落ちて行く。そういう政治技術だけを使われているのでは私たちは困ると思ひますが、日本海外協会連合会

に対してどれだけの政府は責任を持つつもりか。特に外務省の責任は重いと思ひますが、私はそれを明確にしてもいい、いろいろな文書がこへ出てゐるけれども、これはおどろきのものから……。

○政府委員(園田直君) ただいまの御指摘は全くその通りであるといわれれば考へております。政府が十分な資金を出せば、この渡航貸付も補助金として、会社の重要な業務の内容に含み、移民業務を推進するには好適なものと考へます。御指摘の通りに、いろいろ予算折衝いたしました。予算面がなかなかうまく参りませんので、これからやりくりをして、いろんな面が生まれてゐる点は、われわれも反省しております。連合協会においていろいろ御指摘を受けるような点も、実際は金銭上の面に最大の原因もあると考へております。そももこの海外連合協会は事務を委託するだけの、実質を渡す程度に止つておりません。各県、各地方の移民に熱意のある有力な方々が集まられて、そしてそれに政府としてはわずかの補助、外務省からと農林省からと両方、補助というよりも実費の一部を渡してゐるような関係で、そのためにいろいろな問題が起つたものであると考へております。従いまして、今後この海外連合協会につきましましては、そういう業務を委託する際の事務費を潤沢に補助すると共に、この重要な任務を委託するに際しましては、早急に海外連合協会を法的な裏づけをして、そして主務官庁の厳重なる監督権をつけて、責任をもつて監督したいと考へております。

海外連合協会の法的措置が、おくれれておりました原因は、この配付してあります振興株式会社の業務の内容によって海外連合協会の性格が変つて参りますので、この会社法案が決定すれば、ただちに同業務の委託をし、同業務を海外連合協会になさしめるということが明確になりますので、ただちに法的な措置をいたしたいと考えております。

○戸叶武君 日本海外協会連合会の実態に對して私たちに不審を抱いているのです。その何らの十分なる、改組なり検討もしないで、それに法的な裏づけを行なつて、そして資金供給をやるというやうなやり方は本末転倒だと思ふのです。しかもこの法案を作られた際に、農業移民の募集から選考までは農林省、海外のことは外務省というやうな大きな角度からの原則を確立してありながら、事實上日本海外協会連合会並びに地方海外協会なんかは、主官庁が外務省で、明らかに外務省の外郭団体であります。農林省と共に監督するといふながらも、事實上においては各地方にできているところの海外協会を見て、また日本海外協会連合会の実態を見ても、名実ともに外務省の外郭であつて、農林省の言ふことなんか大體聞くやうな性格にはできておらないと思ふのであります。これは外務省、農林省だけの問題ではない。移民を推進するに足りるだけの内容を整えたものに整備していくところの御決意があるかどうか、臭いものにはふたで頼みかぶりをしていくのかどうか、そのことを園田君からお聞きしたい。

○政府委員(園田直君) 先ほどもお話しがございましたが、海外移民懇談会が外務省の推薦をする方々であつて、

外務省の一方的な御意見が通るやうな意見でございまして、われわれはそのやうには考えておりませんが、そのやうな誤解を受けてもなりませんので、今後は……

○戸叶武君 移民懇談会のことは私は触れておりませんよ。

○政府委員(園田直君) そういう点からいたしまして、なお今の海外協会連合会、あるいは会社の業務等の問題に全部関係がいたしまして、移民審議会を作つた本旨はそこにございますので、移民審議会には関係各省、農林、労働、通産、各省から審議会の委員を推薦することになっておりますし、なおまた移民の募集、選考、訓練等から推薦の委員を大幅に入れることも考慮してございます。ここで基本的な方針を立てまして、海外連合協会を法的に裏づけするに際しましては、十分御指摘の点は留意をして検討をし、組織の強化、改正をしたいと考えております。

○戸叶武君 留意とか何とかいう言葉は私たちが大体返上したい。これはこの前における海外協会連合会ができるときに、農林委員会は一せいにこの問題に對して意見を開陳している。しかし、それにはあまり耳を傾けられな

い。われわれはこの外務、農林の合同委員会においてこのことを主張する点は、衆議院においても、ややもすれば外務委員会は外務省の肩を持ち、農林委員会は農林省の肩を持つというやうなセクショナリズムでは、私は官庁も国会も權威をなくすると思ふ。この移民の問題のごときはきわめて重大であつて、農林省のなわ張り主義と外務

省のセクショナリズムで行わるべき性質のものではない。それにもかかわらず、これが非常にいろいろここに出ているところに、私たちはすべり出しから非常に危惧の念を抱いておるのであります。一度すべり出してしまつたら、私たちの言ふことなんかもう聞きはしない。それはもうわかり切つて

いることだ。今の問題はそれ以上追及してもあれでしょうが、この移民の……

○委員(石黒忠篤君) ちょっと戸叶君に御相談いたしますが、大體御質問が一段落ついたらほかの方にお譲りを願つたらどうですか。

○戸叶武君 もう一点だけやつて……きわめて重要な問題ですから、あと一つだけ、委員長、どうですか。

○委員長(石黒忠篤君) それでは簡単に。

○戸叶武君 農業移民からこの企業移民の方に移る趨勢にあるといふのは、これは私たちは了解するのですが、農林省側で、私の心配している点は明日の問題でなく、明日への方向はわかるけれども、現実に今日の移民といふものは農業移民が重点になつてゐるのだから、その現実の問題から片づけていかなければならぬのじゃないかという苦慮を持っていると思ふのですが、そういう問題に對して外務省側では、どうも私は将来の理想を語つてゐるだけで、じみな、今まで行つた農業移民の苦しみ、それから現実に押し出されてい

るところの農業移民、そういうものを落しつけてから後に、二の技術移民なりあるいは企業移民なりといふものに可能なお世話ができると思ふのです。が、そういう点についてどういふお考

えですか。今までの外務省の文書やいろいろなものを見ると、そういう点において私は非常に配慮が欠けていると思ふのです。

○政府委員(園田直君) 外務省といいたしましては、御指摘の通りにいろいろな方針はございまして、いろいろの今までの関係からしまして、初年度並びに当分の間は当然ほとんど重点は農業移民だと考えております。なお将来それが企業移民に移行した場合におきまして、その企業の重点はやはり農業関係の企業移民の方が重点になるというところは十分考えております。

○千田正君 外務省にお尋ねいたしますが、今度のこの会社ができましたその重点は、この間からの御説明によりまして、大體中南米のやうに考えられるのであります。それがともにも東部、東南アジア、あるいはその他の国に對してもこの会社の機構を伸ばしていこうといふ、こういう観点を持つておられるかどうか、こゝろ一点と、もう一つは、御承知の通り、アマゾン流域などは開拓するといつても、日本人が行つても、先ほどの戸叶君やあるいは江田君が言つたやうに、その簡単に参りません。これはよほどしっかりやらねえといふとんでもないことになつてしまふ。これはよほど腹を入れて考えておられると思ふが、もう一つことに考えていただきたいのは、一休漁業移民といふのは何をやるか、あなた方は漁業の漁の字もおそらく知らないと思ふ。この計画の中には漁業移民といふものがある。これは雇用移民なのか、それとも漁場を開拓するた

めの一休漁民の進出なのですか、この点ははっきりしておらない。かりに漁場を開拓したとしても、その背後にそ

うした水産物を受け入れる態勢が、それをどこへ持つていくのか、こゝろいふ点全然私は外務省として持つておらないように思ふ。これははつきりして

いたい。農業移民にしても、これはよほど研究してもらいたい。外務省に私は特に申し上げておきたいのは、私は一九二五年、アメリカで当時イミグレーション・アクトが通過しまして、日本の移民が血の雨を降らせられた。その最中に一学生として行つておつた。どんなに血涙をのんで、あの移民法が施行されるときに日本の移民が圧迫されたかといふ歴史を私は覚えて

て、これは簡単にはいかない。今度の戦争のときにおいても、満州開拓をやらなさい。満州開拓の移民の、ことに青少年の義勇隊なども最後には銃をとつて戦わされて、今日までいかに苦勞したかわからない。われわれはこゝろした人々をかかえて、今開墾のくわをさらに入れかえようとして、現在東北なり北海道なりへこゝろした開拓民をまた再輸入した格好においてやつていかなければならない。そのとき、戦争の終結と同時に一番早く逃げ帰つたのは外務省の役人です。最後に残されたのはこゝろした開拓義勇隊であるとか、開拓移民であるとかで、そ

うした人たちがどんなにみじめな生活のもとに生命を終り、そして残虐の行爲のもとに日本に歸つてきたかといふことを想起した場合においては、この海外移民会社といふやうな簡単な一つの会社などによつて解決をつけらるべき問題ではないと思ふ。将来外務省は真剣になつて海外移民に對して最後の最後までめんどろをみるといふ決心を

を

を

を

に選んでやられるということは、これは非常に将来の日本の移民国策に対する重大なるところの影響を及ぼすと思ひますから、よく研究していただきます。この点だけ申し上げました。

○委員長(石黒忠篤君)　ちよつと委員諸君にお諮りいたしますが、先ほど申し上げたように、御要望の各大臣は、予算關係においてになれません。外務政務次官がおいでになつておりました。が、農林省では責任のある答弁ができません。ということで、山本参事官の回答で済ませておつたようなわけであります。

たので、何とか政務次官でも来ていた
だかなければというのを申ししたの
で、今吉川政務次官が、愛知用水のこ
とについて衆議院で具体的な質問があ
る中を割いて来られたと、こういうわ
けであります。御質問があったらばこ
の際一つお願いします。吉川政務次官
に対する御質問ごさいませんか。

○江田三郎君 先ほど兩次官の了解事
項について質問したわけですが、私ど
も先ほど来質問いたしてまして、こ
の会社の、十二条の事業計画、資金計
画というものがまだきまつていない。

と同時に第十條の業務方法もまだき
まつていない。われわれは業務方法と
いうものは、これは会社の憲法に当る
べきものであつて、この業務方法から
事業計画なり資金計画なりというもの
が出てくるものであると、こう考へて
いるわけですが、そこで今まで農林省と
外務省とは、しばしば、あるときは派
手に、あるときは険性にけんかを続け
てきたのですが、ただ今後日本の移民
の成功のために、両省間がほんとうに
手をとつてやつていくというのには、
事業計画と資金計画という第二義的な
ものだけの協議だけではいかんのだと
ないか。その前に当然この業務方法に
ついてはつきりと協議しておかなけれ
ば、これが先決問題なんだから、それ
をはつきりしておかなければこれは意
味がないのじゃないか、一貫しないの
じゃないか、こういうことからいろいろ
うお尋ねをしてもらったわけですが、
それについて山本参事官の答弁によ
りますと、ここには事業計画、資
金計画及びその変更とあるけれど
も、この業務の方法についても協議は
受けることになっていると、こういう

山本参事官の方の答弁がありました
が、そこまでいつているなら、これは
もうあつさり業務方法というものを
ここに、協議事項の中へ入れたらどう
だというのを私は申しましたのです
が、一体農林省の方では、——これは
おそろく了解事項については吉川政務
次官がおやりになったと思つて、吉川
さん、その業務方法について、これ
を入れておくというところはど
うしていかんのですか。

○政府委員(吉川久衛君) 江田委員の
御指摘のように、事業計画の私は前
提条件ともなるべきものが業務方法書
であると考えております。そこで政務
次官の了解事項を打ち合せるときに、
農林省といたしましては、第十條に
ございます業務方法と第十二條の事業計
画と、それから資金計画並びに収支
算について協議をしてほしいというこ
とを申し入れたのでございますが、外
務省の方では、事業計画だけですべ
てはわかるんだということございま
した。私の方ではできるだけこを
きりいたしておいていただくことが、
いろいろとお話し合いをしてゆくのに
都合いいのではないかと考へまして、
まあ強く要望をいたしましたのでござ
います。その後いろいろと折衝をいたし
ました結果、事業計画の内容をなす資
金計画を入れれば、その前提条件は当
然わかるから、ここあたりで十分連
絡をとつて、協議をしていただけるも
のと考へて、資金計画を事業計画に加
えて了解事項にうたつた次第でござ
います。

○江田三郎君 ただいまの吉川政務次
官の答弁を聞きましても、私と同じよ
うな考へで、当然この業務方法につ
いても協議事項に入れなきゃならぬとい
うことを考へになつて主張された。
しかしながら、なかなか外務省の方で
聞いてもらえなかつた。私はもうそれ
ははつきりしたものであつた。こゝで
ございます。たださういふように依然と
して外務省の方で農林省の言うことを
聞かぬ。これはどちらがいいとか悪い
とかいふことじゃございません。さう
いふような根本問題について、なお話
し合ひができぬようなことでは、この
会社の前途は暗たんたるものだろうと
いう印象だけを深めましたということ
だけで、質問はいたしません。

○飯島連次郎君 私二、三の問題につ
いてお尋ねしたいと思つてますが……
○委員(石黒忠篤君) 飯島君に伺い
ますが、吉川政務次官よろしゅうござ
いますか……

○千田正君 吉川政務次官に一点だけ
聞きますが、今外務省に話しました中
で、この移民の中に漁業移民が外務省
の方は十分御研究になつておらないよ
うです。ということ、なかなか容易
じゃありません。漁業移民は、農移
民は長い歴史を持つておつて、繰返し
繰返し繰り返した苦闘の中からいろいろ
結論が出てきておるのでありますが、
漁業移民はそれ簡単ではないのであり
ます。しかも市場が限定されておる。
漁場もなかなか見えない。気候風土等がま
た日本とは違つてくる。従つてその
の質もまた違つてくる。従つてその
販売のルートというものは、おのずか
ら日本で考へておるような簡単なもの
じゃない。そこで私は外務省にさらに
慎重に御研究を願つておるので、
一体農林省としましては、漁業移民に

対するどういふような指導をされると
いふような見解を持つておるか、その
点一つ御意見を伺つておきたいと思
います。

○政府委員(吉川久衛君) ただいま問
題になつております漁業移民とは、チ
リとアルゼンチンと考へておりま
す。今残された漁場であるということ
で、いろいろ調査をいたしましたこと
ろ、アルゼンチン等においても日本の
漁業移民を歓迎するやうな情勢にござ
いますので、この機会に北方で失われ
た漁場を南方によつて開発をしてい
くという考へ方でございますが、具
体的な問題等についてはまだ検討の過
程にございまして、はつきり申し上げ
かねるのでございますが、残された非
常に有望な漁場であり、しかも非常に
歓迎されているというたゞいまの情勢
を、できるだけこの機会を逃さずに、
アルゼンチンの沖合、チリーの沖合
へ、ただいままでの行き詰つた日本の
漁業を伸ばしていきたい、かような考
え方でありまして。

○千田正君 どうも吉川さんのあれも
非常に抽象的で、あまりに安易にお考
へになつておるのじゃありませんか。
ということ、残された漁場が少い、
漁場を開拓したい、これはまあ当然日
本の漁民としては考へることでありま
す。私のお伺ひしているのは、移民と
して、外務省の考へによるという
と、チリーならチリーの漁業家なり、
あるいは政府なりの声がかかり、向う
と合体して一つの企業体を作つて漁業
をやろうという考へ方でありまして
から、さういふ意味で行くのか、ある
いは漁業、いわゆる労働者として雇用
契約のもとに向うへ行つて、漁民とし

て移民されるのか、どつちを一体主体
にしていくのか、こういうことであり
ます。

たとえば漁業労働者として行つた場
合には、日本の漁場の開拓にはなりま
せん。はつきりしたためをつけな
い限りにおいては、こういう問題は得
てして失敗を重ねるおそれがあります
から、その点をはつきり、農林省は一
体漁業に対してはどういふやうに考へ
ておるか、この点を伺いたい。

○政府委員(吉川久衛君) その問題に
つきましては、向うでは漁業は日本に
比べて非常におくれております。それ
で日本の漁業に対処するところの技術と
申しますか、あるいは漁業の経営と申
しますか、というやうな問題について、
非常にすぐれた日本の漁業を向うでは
歓迎したいと思つておられます。しか
し向うが主体となつて日本の漁業移民
を受け入れるという形ではなくて、日
本のすぐれた技術、経営というものと
協力をしてやつてほしいというやうな
実情にございまして、外務省でい
われておるやうな企業移民と申しま
す。たぶん向うで歓迎をいたしてあり
ます。その企業移民でございまして、
従つて私の方の考へ方は、向うと共同
をして漁業を開発をしていく、かよ
うな考へ方でございます。

○千田正君 私はこれは時間があ
りませんから論争いたしません。さう
研究してかかぬといふと、移民であ
れば、イミグレーション——移民であ
れば、チリーならチリーの国民になるこ
となんであります。再び日本に帰つて
こないという精神で行かなければなら
ない。これが移民の本質です。あな
たのおっしゃるのは、企業移民である

ならば、向うへ行つてお互いに儲けようじゃないか、儲けたらまた再び日本に歸つてこよう、漁場の開拓であるのだ、こういうことではおのずからそこは違つてくる。イミグレーションの性格というものと、企業者の性格というものはおのずから違ひますよ。この根本精神をはつきりわきまえておかないといふと、とんでもない問題になつてくる。そうしてなお御研究不足な点は、チリはなぜ漁業が発達しないか、チリの国民は食わないのですよ、魚はあまり。日本のように蛋白源と称して魚でなくちや夜も日も明けなような国民じゃないのです。しかも食う魚はおのずから限定されておる。二十種にも及びませんよ。それ以外の魚はどうするかといふと、それはカン詰にして送るといふことですが、さつきも私が申し上げましたけれども、買ふ先はアメリカしかない。アメリカは日本と南米からのカン詰及び冷凍魚に對して排斥をやつております。こういうふうな世界貿易の販売市場の情勢を判断しながらやつていかなければならないのに、農林省として、そういう点について一体どう処理していくのか、これはもう一回研究していただきたい。

もし、あなたが今のようなお答えを繰り返すなら、論争する必要もありませんし、時間を取る必要もありません。○飯島連次郎君 私は外務省にお尋ねしたいと思いますが、具体的にお答えをいただきたい。まず國田政務次官にお尋ねいたしますが、衆議院の委員会その他においても、國田次官はしばしば、十カ年に五十万人の移民を送出するということをおっしゃつた。それが直接間接にかなり国内にも響いておられます。と同時に、国会にこういう移民法案が出た、予算も国会において議決されたことによつて、これに對する期待を持つ人たちの希望はかなり高まつておると私は見ております。これらの期待、希望等に對して、十カ年に五十万人送出するというなら、一具体的内容といふものをお持ちのことと思ひますが、どういふ内容を持つておっしゃつておられるか。

○政府委員(國田直君) 当初移民送出の長期年度計画は、ただいま差し上げである表にありますが、四十三万、約五十万の計画を立てて、年度五万の基準を立てておつたのでございますが、当初、初年度におきましてはまず一萬という計画を立てまして、渡航費並びにこれに伴う経費三十五億を予算に要求をいたしました。が、予算の折衝の経過において、遺憾ながら初年度は先般御報告のような状態であつたわけでありました。そこでその後の、大体十カ年間にわたる長期送出計画を検討しておりますが、その長期計画は、まず第一は、受け入れ相手国との交渉の問題、及び一部におきましては、十年間に五十万くらいの移民計画数は、これは人口問題の一部を解決するには至らぬのではないかと、もう少しさらに案を練つて、これをふやすような方法を研究せよといふような御指摘も受けておりますので、さらに検討し直しておるところでございます。

○飯島連次郎君 まだ研究中というところでありますが、それはまた他日に譲ることにして、さしあたり本年度の予算に計上されておる五千五百人について、先ほど参事官からきかれてラフな内容のお話しがございましたが、ブラジルその他の国々に対する、この五千五百人の移民の業種別、国別の内訳等は、会社の事業目録見書もすでに作成されているのですから、どういふふうにお考えですか、具体的に計教を……。

○政府委員(矢口龍雄君) 国別でございますが、これも先ほどちよつと御答弁を申し上げました通り、一応のあれはできておりますけれども、そのときどきの情勢に應じて變えていきたいと思ひます。といひますのは、その時の政府の方針によりまして受け入れの条件等が變つてくるのであります。ことにブラジルにおきましては、いろいろ傾向がございますので、今から幾らといふことははつきり申し上げられないといふことを御察察願へば幸いと思ひますが、重点の順序を申し上げますと、ブラジルでございます。その次はパラグアイでございます。その次はおそらくはドミニカかボリビアか、私はドミニカの方が多くなるような、今の客観情勢はさうでございます。その次はボリビア、その他のいふゆるる呼び寄せの形式のようでありまして、ボリビア、その他の国からある、こり御了解願ひまして、はつきりした数字を申し上げられないことを御了承願ひいたします。

業種別でございますが、これは実はどこがどれといふことははつきりした数字で、これもやはり申し上げる段階に來てないのでありますが、まあ大体先ほどから申し上げましたような、ラフな計算しかできてないのであります。これを實施する段取りになりますときには、この会社が充足いたしますときに、会社の首脳部が中心となりまして、審議会の了解を得て推進する、こりいふ考えであります。

○飯島連次郎君 きわめて抽象的なお答えですが、さうすると一般の人が入手できる「海外移住の手引き」といふ日本海外協会連合会が出しておる手引き、この第一ページをひもとくと、昭和三十年度中南米移民送出予定表といふのがあります。これを見ると、各種移民を合せて、ブラジルは約三千に近しい数が、これにはつきり数字で示されている。これはさうすると全然根拠のない数字ですか。

○政府委員(矢口龍雄君) それはいつの日にもちのちのものが存じませんけれども、この会社の問題が具体化していつたときのわれわれの計算であります。それから最近皆御承知の通り、ブラジルの情勢がバルガスの死亡後悪くなつてしまつて、アマゾン関係は種々御指摘の通りの非難もいわれておりますので、重点をアマゾンから少しはずしたい。どの程度はさうかは、そのときの情勢と受け入れ状態等によりまして變るのでありますが、重点をはずしたいと思つておりますので、そのブラジル関係のものは少し減つて、ほかの方面、たとえばパラグアイとかドミニカないしはボリビア等に移したいと、こり考えておる次第であります。

○飯島連次郎君 そりすると私も、ブラジルにはかなり少ないながらも數的な期待をかけておつたのでありますが、バルガス大統領の自殺を契機にして、相当かなり移民事業に對するブラジル政府としては大きな、日本にとつては好ましくない變転が起つて、予算が半減したとか、雇用移民を中止しておる、かなりこれは大きな打撃ではないか。さうすると、いつも國田次官が強調される移民外交の展開といふのは、さうすると一体ブラジルをいかにどうに向つて集行的に行われるのか。

○政府委員(矢口龍雄君) 一つ私言い落しましたが、バルガスの死のほかに、もっと大きな原因をなしておりまゝのは、ブラジルにおきまして悪性のインフレであります。これが最近相当のスピードで進んでおります。全移民に對する予算の割当といふものを減額しつつあるといふことです。

次に移民外交でございますが、これは衆議院その他におきましてもしばしば御指摘を受けまして、われわれも一日も早くこれを作りたいと強く念願いたしておるのであります。まず順序を申し上げさせていただきますと、ボリビアにおきましては、現在進行の過程でございます。移民協定でございますが、ございまして、近く、おそろく近い将来にこれが成文化することと私もは期待いたしております。進行の過程でございますが、次に計画だけ申し上げさせていただきますと、ドミニカにも同様なものを今作る準備を進めておりますので、これもさう遠くはないだらうといふ想定を持つております。

そのほかにパラグアイでございますが、パラグアイは現在在外公館があとにございせんものでもございせんから、一々アルゼンチンから出張するといふのでなくて、やはりあそこに公使

館を置かせないと、非常にやりにくい事情がございます。これがあればできると考えておりますけれども、そういふわけでございます。

それからアルゼンチンでございますが、アルゼンチンはしばしば、私も向うに参りましたときに、在外使臣を通じていろいろ要求を出しましたけれども、今のところ向うから反応がない。これは非常にデリケートな問題でございます。まして、しかしこれでくじけることなく、引き続き交渉を進めるつもりでございます。

最後にブラジルが一番大きな問題になるのですが、これは先生方皆御承知の通り、ブラジルには相当の排日分子がございますので、これを移民協定という政府と政府との申し合せにするというところは、潜在しております。排日分子に好餌を与えるおそれが多分にございまして、その点は現在向うに赴任しております在外使臣に対して、よくその間の空気を勘案しまして、適当な時期に任国政府に申し込みをして協定を作るよう話してあります。もし、政府と政府との移民協定ができない場合におきましては、できればこの会社、あるいはその他の私的団体が移植民院との間に何らか取りきめを取り結んで、現在のアマゾンその他の芳ばしからざる状態を救済したい、こういう工合に考えておる次第であります。

○飯島連次郎君 これはブラジルのことは第二にいたしました、今協定が結ばれようとしておるポリビアに對して、これは先般もちょっと伺ったんですが、その内容等についてはまだ研究される段階ではないということで、こ

れはまあやむを得ないと思うのです。が、少くともわれわれが期待するのは、イタリアが戦後明らかに四年間に五十五万あまりの移民を海外に送出し、そのときの協定のおもな内容等を調べてみると、移民渡航費の全部または一部を受け入れ国側に負担させるという条項もあります。なお移民に、労働雇用、社会保険、社会福祉等に関しては内国人と均等の待遇を与える。それからさらに移民入国後の旅費は受け入れ国側に負担させる、まあその他にもございまして、これらの点については、初めて移民協定を結ばれようとする国に對しては、私はイタリアの措置等にならうてこれは何とか、渡航費すら政府が貸し付けて、そうして向うに行つて粒々辛苦の中から返済をしなればならないという、そういう一々にアマゾンの奥地の開拓等に從事してある農業移民の現況等からすれば、私はこれは当然日本政府が内閣開拓等に対する助成等にかんがみても、これは助成してしかるべきだと思つて、もしどうしてそれがさしあつたて困難だとすれば、こういう移民協定等において全部いけなかつたならば、一部だけでも相手国に負担をさせるか、あるいは入国後の旅費くらいは当然相手国の政府でもつてくれるという、そういう受け入れ態勢を移民外交においてこれはぜひとも推進していただくことが、私は外務省の大きな任務だと思つて、これらについてお考えがあるいは多少ありだろつと思つて、差しつかえない範圍でお漏らしをいただきました。

○政府委員(矢口龍藏君) まことに私もつとんどございまして、われわれもぜひそういう工合にしたいと思つておる次第であります。ただ、今おつしやられた渡航費の受け入れ国側の負担というものは、これは実施されておられません。明文上には、協定文上にはそういうのを書いてございするけれども、われわれが調べたところによりますと、ほとんどこれは実行されておらないというのを申し上げて差しつかえないと思つて、

次に入国後の旅費でございますが、これは現在でも日本移民に關してもほとんど全部が各国で実行いたしております。ブラジルでもそうでございまして、ただ一つの例外はパラグアイでございまして、自余の国におきましてはみんなおのおのの国が負担してござい

社会保障の点でございますが、これは国によつておのの違ひますが、ブラジルにおきましてはほとんどブラジル人と同様の扱いを受けておりました。たとえばアマゾンの奥地で病氣になつた場合には、現実に私も聞きかつ見てきたのでありますが、非常にいい取り扱ひを受けております。その方面に對する心配というところは非常に少いことは申し上げられると思つて、

○飯島連次郎君 ブラジルに關しては私も最近非常に悪い情報ばかりが陸續としてわれわれの耳に入つて参ります。これはせつかく大きく門出をしようとする日本の移民の事業に對して、私は実に大きな暗影になつておると思つて、これがどういふ事情か、私も現地を見ないからわかりませんが、向うの相手国の政府の移民に對する考えもかなり強く作用しておるのではないかということも考えられます

し、それから先ほどの経済金融事情等も關係しておること考えます。が、なお向うの入国後の指導、あるいはこれが取り扱ひ等については私は欠くところがある節が多いのでないかと考えられる。これは最近鳥取の海外協会の事務局長大久保君の報告等によりまして、実にいろいろ点が深刻に述べられております。その他もう申し上げるまでもなく、あるいは松原機關の跡始末等に対しても、私はやはり新しく送り出すといふことにあまりに急なるために、すでに入つておる人たちのその情勢をそのままにしておくことは、これは砂上に樓閣を築く愚を繰り返すことになると思つて、私は会社の目論見書等を拝見して、第一年次には旧移民、新移民と兩者に分けて、ほぼ折半の人員に對する資金手当が考えられておるようでありまして、重点は私は何といつても、先に入つた人たちが落ちつめるように、そして少くとも非常に不幸不憫な状況にあるとすれば、そのよつて起る原因を探究されしむるようなことをまず第一にやるべきだと思つて、これなくしては幾らあとから送つてみたところで、そういう先に行つた人たちの芳ばしくない情報というものは、たとえばパチルスのごとくに新しく入植した人たちに伝染といふか伝播をして、そうしてあるいは精神的にあるいは経済的に大きなマイナスになるだけでありまして、これは私どもの過去の経験に徴してもきわめて大事なことでありまして、この会社は金融会社ではあるといひましても、あまりに打算に走ることになしに、そ

ういふ点についての御用意なりお考えなりを一つ承わりたいと思つて、

○政府委員(岡田直喜君) アマゾン地区に關するいろいろな問題等が日本の新聞あるいは雑誌に、現地を視察して歸つた人の御報告にありますが、これは、御指摘の通りでございます。われわれも大久保氏からの参考意見等も詳細に検討しておりますし、現地の手紙、各協会からの情勢も収集いたしてあります。これは戦後に移民した一年ないし二年の方々のところにいろいろ事情が相当あるようございまして、広いアマゾンの中には成功された方もございしますが、一年、二年の方の中には相当苦勞しておられる方もあるようございまして、またその中には、たとえばある一地に集結して、開拓中によその隣の町に買ひ物にあまり出かけざるの、それを支配人が牽制をしたのを監禁だと誤認されたようなこともあるようでありまして、事実において御指摘のようないろいろな問題があるようございまして、これはやはり政情の変化とインフレの増大、いろいろの問題がございまして、根本的に政府として責任を反省いたしますと、やはり問題は渡航後の資金、あるいはその他の面についての政府の援助が何ら具体的に今まで講ずる道がなかった、やられてなかつたといふことと、もう一つは、これは言ひにくい点で、実は衆議院でもこの種の緊急質問が上程されようとした際に、内々に実情を御報告申し上げて、これを本会議で緊急質問されますことは、直ちに向うの国にこの情報が流れまして、この隘路を開開せんとするのに非常な障害があるだろつという実情を打

ち明けて、緊急質問の中止了解をお願いしたことがございますが、最大の問題は、やはりこの移民の方々が、入る前に入つたあとの条件の食い違いと申しますか、土地がたとえばいわれておつたような適地でなかったとか、あるいは行つたあとの宿舎とか病院とか、あるいはその他の施設がいわれた通りの条件ではなかった、こういう点も非常にあります。従つて、いまして、こういう点につきましても、早急に移民協定が結ばなければ、政府と政府の内々の相談におきまして、今後はこういう点を政府が責任をもつて折衝できるようにすると同時に、この会社の資金その他の面についても、いろいろな援助なり、あるいは協同組合等の組織を推進することによつて、そういう面を早急に解決していかねばならないと考えております。

なお会社のできましたあとの資金の運用につきましては、今提示してありますのは、これは目論見書でございますが、決して責任を回避するわけではございませんが、会社ができましたから、審議会等で立案をして、各省が詳細な検討をして、さらに決定したいというので、実は謙虚な気持ちで目論見書を書いておられるわけでありまして、その資金の使い方について、旧移民と申しますか、今行つておられる方で非常に困つておられる方、そういうものをまず取り上げろという御意見は十分われわれも考えております。で、この面につきましては、ただ行つておられる各団体の方々の赤字を埋めること専門に使われず、また一つの問題が起きて参りますが、そういう点も注意しつ

つ、今日行つておられる方で、資金さへ何とかなれば直ちに再生の道が講ぜられるという点については、御注意の通りによりたいと考えております。

なおまた松原機関その他の問題等、いろいろ財物的問題で、相手の国の政府の契約等につき、将来の移民入植上非常な障害になる点は、政府といたしましてはある程度のいろいろな金銭なり、あるいは政治的な補助の面はすでに実施いたしております。

○飯島達次郎君　そこで私は一番問題になるのは、入植後二、三年にして、持参金はもうほとんど使い尽してしまつた、といつてたぐいえない、といつて農業以外にこれという特技がない、こういう人たちに對して、だれに何の資金を供給してやつたら、その経営がぐつと伸びるかということのその判定ですね、これは結局会社でおやりになると思ふのですが、これにはやはり大多数が農家でありまして、農業経営なりその農業の技術、経験の豊富な方ではない、その判断を誤る点が多いと思ひます。そういう点については、旧移民に對する、そういう経営指導、経営のよくわかる人たちという者を会社ではこれは厳選して、相当数募集になるということ、私はお考えになつておると思ひます。この点についてどういう工合に準備なさつておりますか。

○政府委員(岡田直君)　御指摘の通りでございます。

○飯島達次郎君　それからさらに企業移民とは申しませんが、敷の上ではおそれる相手国の実情等からして、近い将来には農業移民が大多数を占めて参るのではないかと思ひますが、これに

ついては第一の条件は、私は入植適地の調査選定ということだろつと思ひます。これについても相手国のあてがいがぶちを食ふというだけではない、やはり今までの移民のまずい先鞭を踏むという事になりますから、私はやはりこの会社なりあるいは在外公館なり、そういう技術者を申しますか、そういうこととの経験者を一つ、在外公館のない、たとえはさつきのお話しのパラグアイですか、そういうところにもいち早く在外公館を設置されて、しかも設置されておるところにはそういう農業事情のわかる、適地調査等の適任者をつつそこに配属して、そして広く大所高所から日本人の入植に適する土地を、外務省みずからおやりになるという事は、これは欠くべからざる条件だと考えます。この点についての用意なりあるいは準備がおそろひ進められておることと私は考えますが、その準備の状況はいかがですか。

○政府委員(岡田直君)　従来からも農林省と御相談しまして、適地調査を行なつてはおりますが、御指摘の通り、この会社が充足するとなれば、十分な資料はますます必要になりますから、在外公館等のない場所には早く設置したいと考えております。

なおまたいろいろな学者、あるいは特殊技術を持たれた方、農業専門家の方々の海外旅行等に際しまして、そういう方面の特殊な、専門的な知識をお持ちの方には、外務省といたしましては任務を委託しまして、適地調査をお願いしております。今般なお適地調査の、専門の調査の目的をもつて調査団の派遣も考えております。

○飯島達次郎君　最後に、「会社の業務によつて援助される移民の概数」という目論見書の第一年度の数字と、それから第一年度にお使いになる五億四千万円との関係はどういうふうになるかはあはれいされておりますか。

○説明員(石井龍君)　ここにあげておられますのは、実はきつめて何といひますか、概算と申し上げては申しわけないのではありませんが、私どもは、向うへ参りました移民の方々の中で、全部が全部この会社から資金を借りなければならぬ、そういう人ばかりだとは実は考へておりません。開拓移民で向うへ参つていろいろいわれておりますが、これは先ほど申し上げました通りでございますが、それでも中にはやはりそういう必要なしに、現地の銀行から借りた金もちゃんと返して、なおかつ将来の見通しを立ててやつておられるような方も相当おられますので、そういう方については必要はない。それから、いろいろゆるゆるのころでもつて向うへおいでになつた方々の中には、独立する際、この会社から金を借りなければならぬか独立できないという方もかなりおられると思ひますが、同時に契約の内容容その他によりまして、そういうことなしに、自分だけで独立できる方も相当あるというふうに考えまして、そのうち、これははっきりした数は、十分調査しないと、あるいは具体的な段階にこゝに書いてございませう、一応まあ人々に対してこの金を貸して援助したいというふうに考えておるわけでございます。

○飯島達次郎君　次に資金計画の中の資金調達の方法、その中で特に回収金の年度別の状況ですね、これを拝見すると、第五年度には九億一千六百万余りの資金を回収することになってゐる。最後の損益の見通しの表を拝見すると、第一年度は千六百万余りの赤字になつておられますが、この五年度には一億九千三百万余りのこれは剰余金が出ることになつておりますが、私はこれは個々の移民の実情等から考えますと、大多数が農業移民であつて、しかも入植して五年くらいで、個人の農業経営がこういう比率で黒字になるとはなかなか考えられない。で、大数観察をすれば、会社の損益の見通しというのなかなかこういふ甘い計算は出ないと思ふのです。そういう場合に、会社はこういういたぐゆるのコーンシャル・ベイスといひますか、そういうこととにあまり力点をいれず、この採算に乗らない方面にはだんだん資金を注がないことにして、なるべく採算のいい方面にだけ、つまり資金の効率的な運用という点から、そういう方面に偏する傾きが、私はこの会社法全体を見ると、何らかそういうふうにおい

いるところへこの目論見書を拝見すると、非常にこれは無理な計算である、こゝろ思ふのです。そういう場合に、極端に言つて、せつた資金を注したけれども、五年たつてもとんとんだ、利益がないという場合、あるいは赤字が出たという場合には、赤字の出る方には資金はもう回さないとお考えですか、あくまでもこれは採算中心で会社の運営をおやりになるのか。

○飯島達次郎君　最後に、「会社の業務によつて援助される移民の概数」という目論見書の第一年度の数字と、それから第一年度にお使いになる五億四千万円との関係はどういうふうになるかはあはれいされておりますか。

○説明員(石井龍君)　ここにあげておられますのは、実はきつめて何といひますか、概算と申し上げては申しわけないのではありませんが、私どもは、向うへ参りました移民の方々の中で、全部が全部この会社から資金を借りなければならぬ、そういう人ばかりだとは実は考へておりません。開拓移民で向うへ参つていろいろいわれておりますが、これは先ほど申し上げました通りでございますが、それでも中にはやはりそういう必要なしに、現地の銀行から借りた金もちゃんと返して、なおかつ将来の見通しを立ててやつておられるような方も相当おられますので、そういう方については必要はない。それから、いろいろゆるゆるのころでもつて向うへおいでになつた方々の中には、独立する際、この会社から金を借りなければならぬか独立できないという方もかなりおられると思ひますが、同時に契約の内容容その他によりまして、そういうことなしに、自分だけで独立できる方も相当あるというふうに考えまして、そのうち、これははっきりした数は、十分調査しないと、あるいは具体的な段階にこゝに書いてございませう、一応まあ人々に対してこの金を貸して援助したいというふうに考えておるわけでございます。

○飯島達次郎君　次に資金計画の中の資金調達の方法、その中で特に回収金の年度別の状況ですね、これを拝見すると、第五年度には九億一千六百万余りの資金を回収することになってゐる。最後の損益の見通しの表を拝見すると、第一年度は千六百万余りの赤字になつておられますが、この五年度には一億九千三百万余りのこれは剰余金が出ることになつておりますが、私はこれは個々の移民の実情等から考えますと、大多数が農業移民であつて、しかも入植して五年くらいで、個人の農業経営がこういう比率で黒字になるとはなかなか考えられない。で、大数観察をすれば、会社の損益の見通しというのなかなかこういふ甘い計算は出ないと思ふのです。そういう場合に、会社はこういういたぐゆるのコーンシャル・ベイスといひますか、そういうこととにあまり力点をいれず、この採算に乗らない方面にはだんだん資金を注がないことにして、なるべく採算のいい方面にだけ、つまり資金の効率的な運用という点から、そういう方面に偏する傾きが、私はこの会社法全体を見ると、何らかそういうふうにおい

○説明員(石井壽君) 私どもは経営中心、この会社が純粋の営利会社ではないという建前で、どこまでも運営してもらいたいというふうに考えております。ただいまの損益の見通し、大へん甘いじゃないかというお話、私どももことに反省しなければならぬ点であるというふうに考えておるのでござい

ませんが、ただこの表では、先ほど申し上げましたように、一応この仮定の金利というものを算出したしまして、それをもとにいたしまして計算して参りました。その結果をここにあげました。貸し倒れ準備金というのも、これは実際にこれでは甘いのもかもしれません。まあ国内法によりまして最高と定められております貸し倒れ準備金をここに見た次第でございます。五年目の一億九千万円、かなり甘いという御非難も、確かにその通りだと考えますが、また一方やり方によりましては、五十数億の金を使うということになりますれば、この程度の、せめてこの程度のものは何とか出してもらいたいというふうにも考えておるわけでございます。

た、ただいま御指摘ございましたように、まあこういうような採算的な運営をやる結果、非採算的な面に対しては非常に力が注がれなくなるのではないかと、御心配はまことにごもっともでございます。私どもその点いろいろ考えまして、この回収に対するいろいろな事業計画その他を認可制にいたしております。さらにまたこの会社の運営につきましては、いろいろと業務上の監督も出せる、かなり広範な業務上の監督が出せるような規定も置いてございますので、そういうようなこと

のないうちにやりたいというふうに考えておる次第でございます。

○龜田得治君 時間が大へんおそくなりましてので、今までと重複しないようにして二、三確めておきたいと思ひます。

私はこの問題は、本件の会社とこの海外協会ですね、この二つが並立するような格好ははなはだまずいと思ひます。考へておるので。そういう角度から考へておるので。そういふ角度から少し確めてみたいのですが、先ほど政務次官は、この事務委託費を相当潤沢に海外協会に流したい、そういう趣旨のことをおっしゃったのですが、これはどの程度の金額を予定されているのですか。

○政府委員(園田直君) 今年度外務省から支出をしております補助額は千二百萬円でござい。しかし千二百萬円ではとうてい移民募集並びに貸付の業務等はできませんので、さらに増額する必要がありますと思ひます。

○龜田得治君 さらに増額というの、どの程度をめぐにされておるか、概算でいいんですから……。

○政府委員(園田直君) 現状におきまして、やはり千五百萬圓くらいの補助はしなければならぬと思ひておる。追加がどうか。

○政府委員(園田直君) ただいま外務省から千二百萬で、農林省から六百萬補助をしておる。いろいろな総計千八百萬であります。いろいろな渡航の援助をすべき協会が、援助をした手数料等のごときもを取つたなどというときも聞き取れておる。そのようなことがあつてはなり

ませんので、実費でこれを遂行できる限度におきましてはやはり千二百萬圓くらいは要するのじやなからうかと考へております。

○龜田得治君 それからこの会社の事務員で、総数と、それから海外協会で定款に書かれておるような仕事に従事する事務員ですが、これはおのおのの程度なんですか。

○説明員(石井壽君) この会社につきましては、今後できるもので、その際に会社首脳部となる人がまたいろいろ考へがあると思ひます。現在において何人というはつきりした数は申し上げかねると思ひますが、一応この目論書案というものにおきましては、大体国内において、とりあへずの問題でございますが、十人ぐらゐです。

それから海外には二、三カ所支店を出すことにして、とりあへずおのおの二人ぐらゐは出さなければいけないのじやないかというふうに考へております。それから海外協会連合会につきましては、これは実は私どもは今後の移民の振興というこの基礎には、やはり國民全般がこの移民というものに対して関心を持つようになつていかなければならぬ。一種の國民運動と申しますと言葉が過ぎるかと思ひますが、相当啓蒙宣伝という面に入力を入れていかなければならぬと思ひておる。その上で、それを大いに強力にやるということになりまして、事業費としては相当の額がかかるかと思ひますが、現状におきましては、まあこの役員諸公につきましては、実は一文もお金は差上げませんで、たくさん名前が並べてございます。事務員といひし

ましては現在十四、五人の者がここに働いている現状でございます。

○龜田得治君 それから海外協会の仕事であります。先ほど政務次官の答弁の中では、渡航費の貸付はするが、回収等は会社の方でやるんだというふうに言われましたが、この外務省の移民課から出された私の方に渡つておる資料ですね、この資料の十七ページに、渡航費その他の資金の貸付及びその回収に関する事業というふうに明記されておるわけですか。で、これを見ますと、回収の仕事もやるように見えます。それから単に渡航費だけの貸付ではなく、そのほかの資金の貸付等も扱うように見えるわけですが、もしこの通りに読むとしますと、会社が、協会が動き出しますと、實際上この会社の仕事を一切協会の何かに移していくというふうな感じがするんですが、この出された資料の中で書いてあるこの協会の業務、第三番目というものはこれはどういうふうに解釈したらいいんですか。

○説明員(石井壽君) お手元に配付いたしました渡航移民関係資料、これは資料の中でここに書いてござい。その時は、連合会が出発しました当時につきましては、その当時の移民に対する渡航費その他の貸付、その他の資金というふうなことも実は考へていたと思ひますが、しかし現実の問題をいたしまして、現在の海外協会連合会は、その他の資金を調達することはできないと思ひます。現実にはその他の資金の貸付というものは一切行なつておりません。

それから貸付及び回収の問題でございますが、これは従来は、現状においてもそうでございますが、渡航費の貸付及び回収は海外協会連合会の責任になつておりました。連合会が貸付をいたしまして、その回収の責任も連合会が負つておる。でこの回収の責任につきましては、ただいまのところは連合会は現地の移民の受け入れのための機関がいろいろござい。そういうような機関と契約を結びまして、その回収をやつてもらつておるといふ格好でございます。將來この会社が発足いたしました後は、この貸付回収の事務は、ことにその回収の事務は会社が責任を負つて現地に行つて行つといふことになる次第でございます。

○龜田得治君 先ほど政務次官は、適当な時期がくれば海外協会について法的措置をとる、こういうことを二、三回おつしやつておるんですが、それは具体的にどういうふうにしよという事なんですか、その法的措置ということの意味は……。

○説明員(石井壽君) 海外協会の連合会の法制化につきましては、昨年の移民行政に関する閣議決定がござい。した際に、この移民関係の実務はすべて内外を通じて海外協会連合会をして一体で行わせる。従つてその当時渡航費等も、現状でもそうでございますが、連合会をして貸付させる、しかしこの事業はその仕事の性質がきつめて公共的なものでござい。政府から相当額の資金もこれに出ているという関係で、どうしても法的な根拠が必要であるといふことで、できるだけ早く法制化するといふことを閣議決定いたしました次第でございます。従ひまして今

ましては現在十四、五人の者がここに働いている現状でございます。

○龜田得治君 それから海外協会の仕事であります。先ほど政務次官の答弁の中では、渡航費の貸付はするが、回収等は会社の方でやるんだというふうに言われましたが、この外務省の移民課から出された私の方に渡つておる資料ですね、この資料の十七ページに、渡航費その他の資金の貸付及びその回収に関する事業というふうに明記されておるわけですか。で、これを見ますと、回収の仕事もやるように見えます。それから単に渡航費だけの貸付ではなく、そのほかの資金の貸付等も扱うように見えるわけですが、もしこの通りに読むとしますと、会社が、協会が動き出しますと、實際上この会社の仕事を一切協会の何かに移していくというふうな感じがするんですが、この出された資料の中で書いてあるこの協会の業務、第三番目というものはこれはどういうふうに解釈したらいいんですか。

○説明員(石井壽君) お手元に配付いたしました渡航移民関係資料、これは資料の中でここに書いてござい。その時は、連合会が出発しました当時につきましては、その当時の移民に対する渡航費その他の貸付、その他の資金というふうなことも実は考へていたと思ひますが、しかし現実の問題をいたしまして、現在の海外協会連合会は、その他の資金を調達することはできないと思ひます。現実にはその他の資金の貸付というものは一切行なつておりません。

それから貸付及び回収の問題でございますが、これは従来は、現状においてもそうでございますが、渡航費の貸付及び回収は海外協会連合会の責任になつておりました。連合会が貸付をいたしまして、その回収の責任も連合会が負つておる。でこの回収の責任につきましては、ただいまのところは連合会は現地の移民の受け入れのための機関がいろいろござい。そういうような機関と契約を結びまして、その回収をやつてもらつておるといふ格好でございます。將來この会社が発足いたしました後は、この貸付回収の事務は、ことにその回収の事務は会社が責任を負つて現地に行つて行つといふことになる次第でございます。

○龜田得治君 先ほど政務次官は、適当な時期がくれば海外協会について法的措置をとる、こういうことを二、三回おつしやつておるんですが、それは具体的にどういうふうにしよという事なんですか、その法的措置ということの意味は……。

○説明員(石井壽君) 海外協会の連合会の法制化につきましては、昨年の移民行政に関する閣議決定がござい。した際に、この移民関係の実務はすべて内外を通じて海外協会連合会をして一体で行わせる。従つてその当時渡航費等も、現状でもそうでございますが、連合会をして貸付させる、しかしこの事業はその仕事の性質がきつめて公共的なものでござい。政府から相当額の資金もこれに出ているという関係で、どうしても法的な根拠が必要であるといふことで、できるだけ早く法制化するといふことを閣議決定いたしました次第でございます。従ひまして今

回は間に合わなかつたのでございす
が、できるだけすみやかにこれのい
ろんな基本的事項、たとえばこの基
本の金をどうする、あるいは役員をど
ういふふうにしてやる、事業はどうい
うものをやるのだというふうなこと
を、法規の根拠を持たしめて執行せし
めてゆくというふうな考へておりま
す。

○亀田得治君 海外協会連合会は、現
在は財団法人になつてゐるわけであ
る。

○説明員(石井壽君) さようござい
ます。

○亀田得治君 その組織では都合が悪
いわけですか。

○説明員(石井壽君) これは現状にお
いて特に都合が悪いということではご
ざいませぬけれども、やはり大蔵省あ
たりの強い御意向もございまして、政
府資金を相当に扱ふと申しますか、あ
るいは使用すると申しますか、という
ふうな団体であるからして、やはり民
法による法人というよりも、法的な
もつと特別な資格を持たせる必要があ
るということでございます。

○亀田得治君 そうすると今問題に
なつてゐる法案のような会社をまた作
る、外務大臣なんかが大いに監督権を
持つてゐるような……、そういうふう
に変えてくることを言つてゐるわけだ
しょう。

○説明員(石井壽君) この会社法案の
よりなきわけてデリケートなものとい
うよりも、むしろこの法人の基礎を民
法ではない、特別の法律に置く必要が
あるということだと思ひます。

○亀田得治君 だから民法にない特別
な法人とすれば、本件のような法案に

なつてくるわけなんです。それ以外に
何かありますか、特殊なもの……。

○説明員(石井壽君) おつしやる通り
に、民法以外の法人格を持たせるため
の法律でございまして、性格的には
この会社法案のようなものになると思
へております。ただその規制の内容を
どの程度にするかというふうな点にお
きましては、会社とは多少ニュアンス
の違いが出てくるのじゃないですか。

○亀田得治君 だから私言ひのです。
とにかく同じようなものが何か二つ生
まれてくるという感じがするのは……。

そこでその予想される法的措置とい
うものは、大体このようなものしか考へ
られぬと思ひますが、たとえばこの
本法の第二十五条ですね、罰則等が規
定してあります。これはまあ公けの目
的を持つてゐるからということ、一
般の公務員に準じてこの嚴重な罰則が
本法では規定されておるわけですね。
そういうものもやはり当然これは入つ
てくるわけでしょうね。

○説明員(石井壽君) その点まだ十分
にはつきりしたお答えは申し上げかね
ますが、必要に応じては入れなければ
ならぬと思つております。

○亀田得治君 それは必要に応じては
じやなしに、つまり先ほどから具体的
にこの事務員の数とか、そういうもの
を置きましますと、株式会社の方は割合
とえらい人だけでござんまりした簡単
なもの、それから実際に大衆に接触し
て繁雑な仕事をやつて、あるいは貸付
を頼まれたりいろいろするのは、この
新しく予想されるその法人なんです。
ところがこつちの方は、事務的なもの
にすらこういふ公務員と同じような監
督的な罰則が入つておる。してみれば

当然これは新しく予想されるものにこ
そそれくらいのもは入れておかなけ
れば……、つまり何でしよう、この罰
則を入れたというところは、頼まれたか
らといつて不公平な貸し出しをやつた
り、そういうことをしてはいかん、そ
ういふ立場から入れてゐる罰則でしょ
う、二十五条以下のものは……。だか
な当然それは新しい会社にもその程度
のことは、それ以上のものを予想する
のがそれは当然かもしれないけれど
も、最小限度その程度のことに入つ
てくるべきだろうと私考へるのです
が……。

○政府委員(岡田直君) 御指摘の通り
でございまして、別に名目だけにして
おく、もう一つの会社を作るというこ
とは本旨ではございせん。ただ国家
資金を出す大蔵当局の意見として、重
大な国家資金を委託するものである
し、なおまた今までの各委員の方から
御指摘をいただいたおるような点も
ございまして、重要な業務をいたす
のでございまして、これは業務の点
についてより、むしろただいま御指摘
の監督権並びに罰則の点について目的
があつて、法制化しなければならぬ
ものと考えております。

○亀田得治君 大体私の心配してゐた
点ははつきりしましたから、もう質問
を終了したいと思ひますが、できまし
れば私は移民政策全体というものが、
本日の委員会でも各委員から意見が出
てゐるわけですね、でそれに対するこれ
は機構なわけですね、でこれは非常に
重要なわけですね。ところがこの会社と
切つても切り離すことのできないの
は、この海外協会が改組されて生まれ
るべき会社なんです。で、私は見方に

よつてはそれが相当重要だと思ふ。そ
れがどうもずつと検討してゆくと同じ
ようなものになる。どうも性格が半ば
公共的であり、両方ともそれならば、
いふそのことこれは全部海外協会の人
も含めた何か一つの団体を作つた方が
むしろ簡潔でいいのじゃないか、監督
にもその方がはつきりするわけですね。

新しい会社というのは、これはどうし
てもこの会社を通じての監督になる
でしょう。そういうところもどうもお
かしいと思ひし、できれば私は、だか
ら新しいその海外協会に関する法案を
早く作成して、一緒に出してもらつ
て、それに対してこの移民政策に対す
る政府の方針を堂々とくつつけてそ
うやつてもらはないと、ちよつとこれだ
けを半分だけ一応承認せよという形を
とられたんでは、判断がなかなかつき
にくい。だからこの点は一つよく検討
してほしいと思ふ。私も納得さしてい
けばいつでもこころいふものはどん
どん通したい気持ちですから……。

○政府委員(岡田直君) 御審議の経過
におきまして、この会社の業務の重点
である外務、農林の主張もありました
が、実際におきましては、この法律案作
成の経緯につきましては、一番最初に
問題になつたのは、ただいま御指摘の
点でございまして、すなわち国家資金を
出す面にある。国家資金の回収並びに
規制、監督といふものの責任を持つて
ゐる大蔵省は、海外協会というものと
会社というものの二本建はいけない、
これを一本にまとめていこうというの
が大蔵省の一元化の意見であり、一
方、他の省の意見は、他のいろいろな
政治的な面から見ても、今日全国にお
けるいろいろな業務を扱つてゐる海外
連合協会、この会社と一本に今日の

段階においてまとめることは、人的な
構成の意味においても、あるいは政治
的な意味においても非常に困難が多
い。政治的な面と、もう一つは渡航費
といふものが非常に論議の重点になり
まして、渡航費といふものを大蔵省は
一つの貸付資金という判断をするし、
われわれ各省は、これは移民をする
際に、日本の国民の移民をする人々に
は、国家が責任を持って援助すべき当
然のこれは義務であつて、ほんとうに
これは貸付金ではなくて、補助金とし
て出すべきものである。従つて一般の
資金に関する企業面と渡航貸付に関
する面とは切り離して考へなければな
らないのじゃないか、そうしなければ、
よりやく充足したこの会社が運行不能
に陥つて、何ら実績をあげ得ないとい
うことになる。こういう各種のいろい
ろな面からいろいろ論議をされて、そ
して結局会社は会社としてやる、そ
のうちの渡航に関する事務は今までの
連合協会に委託しよう、委託するにつ
いては、正式にそのいふふうになれば、
渡航費などの監督権なりその他のもの
をきめなければならぬ、こういうよう
にきまつたのであります。

○亀田得治君 もう私打ち切りたいと
思ひますが、希望としては、その海外
協会の改組するべき状態、それをまあ
要綱でもいいですわね。これはおそ
らく構想は考へておられるでしょう
が、参考までに至急私も農林委員に
も一つ出してもらいたい希望を申し上
げておいて終ります。

○委員長(石黒忠憲君) それでは本日
はこれをもって外務、農林水産両委員
会の合同審査を終ることにいたします。
午後一時十一分散会

昭和三十年七月二十七日印刷

昭和三十年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局